

入湯税に関する帳簿（ 年 月分）

税率：1人1日 150円

項目 日	入 湯 客 数				合 計		
	宿 泊		日 帰 り		入 湯 客 数		税 額 (A+C)×税率[150]
	課税 A	課税免除 B	課税 C	課税免除 D	課税 A+C	課税免除 B+D	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
月 計							

注1 これらの事項等が記載された業務用帳簿等を備えている場合は、この帳簿に替えて使用しても差し支えありません。

注2 入湯税が課税免除となる対象は、日帰りで入浴する者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、年齢満12歳未満の者です。

注3 この帳簿又はこれらの事項等を記載した業務用帳簿等は、その記載の日から1年間は必ず保存してください。

注4 入湯税に関する調査のために必要がある場合においては、帳簿書類等を調査することもあります。